

私たちの活動や意見を
仲間で共有します
会費は県と日本平和委
員会の活動も支えます

土浦平和の会ニュース

発行：土浦平和の会
事務局：土浦市神立町2664
ホームページ：[//heiwatutiura.web.fc2.com/](http://heiwatutiura.web.fc2.com/)

違憲の戦争法案は廃案に！集团的自衛権根拠ない！

宮崎元法制局長官が断言

茨城県弁護士会が7月25日に水戸市で開催した講演会で、宮崎礼壹（れいいち）元法制局長官（第1次安倍内閣）は、政府の主張には根拠がなく、安保法制は「違憲」であり、「撤回、廃案が望ましい」との見解を述べました。

政府の根拠は噴飯もの

政府が「現憲法下における集团的自衛権行使容認」の根拠にしているのは、砂川事件における最高裁判決と1972年の国会に示された政府見解の二つですが、前者については、判決のどこにも「集团的自衛権」に言及した文章はありません。そもそもこの事件は、日本に駐留する米軍の存在が憲法に違反するか否かが問われたものであり、裁判においても、最初から集团的自衛権は問題視されていません。つまり、根拠足りえな

いものです。

次に、72年の政府見解ですが、現法制局長官が根拠として挙げたのは次の文章の解釈です。「あくまでも、**外国の武力攻撃**によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされると

いう急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置として、はじめて(集团的自衛権が)容認される」
普通は、上の「外国の武力攻撃によって」は、「外国による(我が国への)武力攻撃によって(日本国民の生命、自由・・・がくつがえされる)」と解釈

しますが、現政府は、「(同盟国である)外国が武力攻撃されることによって・・・」とも解釈できるから、72年当時も、「集团的自衛権は認められる自衛権に内包されていた」と公言しているわけですが、文書の前後を読めば、これは屁理屈以外の何物でもありません。

国連が認める集团的自衛権とは

国連憲章は第2条4項で、「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇または武力の行使を、

いかなる国の領土保全または政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」として「国際関係における武力行使の原則禁止」を規定しています。

その上で、国連憲章に反する行為を行った国に対して、第41条は、「安全保障理事会

9. 6 戦争法案阻止県南集会

9月6日(日曜日)

14時～集会(亀城公園：駐車可)

15時～市内パレード

は、・・・兵力の使用を伴わない・・・経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を（決定することができる）」と規定しています。

そして、この規定では「不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍又は陸軍の行動をとることができる（いわゆる国連軍の組織）」（第42条）としています。

では、集団的自衛権が国際的に認められていると言われますが、その根拠はどこにあるのでしょうか。国連憲章第51条です。「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置（前出第41条、42条）をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当たって加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。」としています。

集団的自衛権は一時権

つまり、集団的自衛権は、一般的、恒常的、永久的に認められる国際法上の権利ではなく、安保理が国連憲章第41条か42条の措置を決めるまでの間に認められる一時的、暫定的な権利と言えます。

日本での行使は不可

その集団的自衛権ですが、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていない

にも関わらず、実力を持って阻止することが正当化される権利」と定義されるもの（歴代政府見解）なので、最小限度の個別的自衛権の範囲を逸脱し、現憲法下での行使は認められません。

7. 21県南集會に300人

戦争をさせない1000人委員会県南協議会、憲法を守り・いかす土浦共同センター、社民党、新社会党、日本共産党共催の第2回戦争

法案阻止県南集會が亀城公園で開かれ、市民300人が集いました。その後市内パレードを行い、店頭や車中から手が振られました。

82ピースデイには120人

8月2日、4中地区公民館でピースデイが開催されました。黒川さんが被爆体験を、中学生10名が広島体験を披露しました。120人が聞き入りました。



7月31日の参議院安保法制特別委員会での自民党女性議員（少子化担当相）の質疑を見て非常に驚いた。氏は、「日本が戦

リレー随想

争に巻き込まれるのではないか、徴兵制になるのではないかとの疑問が私に寄せられている。国会の質疑でもこのような感情論で議論がなされている。もっと冷静に議論すべきではないか。」との指摘を冒頭に行った。しかし、約45分にわたる氏の質問自体がすべて感情論に終始し（内容は自民党作成QandAの丸写し）、法案の具体的な内容に触れることは一切なかった。まるで氏が法案を十分に読んでいないのではないかとさえ

思わせる程の一般的、抽象的質問で終わった。

そればかりか、北朝鮮と中国の名を挙げて、パネルを掲げて、両国がいかに危険な国であることを強調して

見せた。このような茶番とも言うべき与党間のやり取りが、隣国への平和的外交に逆行することは言うまでもない。

与党の茶番劇

現政権は、平和的で地道な外交努力をすることなく、武力の拡大による「抑止力」こそが「積極的平和主義」で国際貢献なのだ、それを具現化したのが安保法制なのだと言いたいようだ。私たちはその方向をこそ心配して立ち上がっているのだが。

（石井 明）